

津波発生時の避難確保計画

介護老人保健施設サンライズ大浜((介護予防)短期入所
療養介護・(介護予防)通所リハビリテーション)

2023年 5月 作成

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成したときは、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

- 施設内における掲示
- 施設ホームページに掲載
- その他 ()

4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

| | | | | |
|------|--------|-------|---|---|
| 利用形態 | 入所(長期) | 建物の階数 | 4 | 階 |
|------|--------|-------|---|---|

| 人 数 | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 昼間・夜間 | | 休日 | |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 104名 | 昼間 44名 | 休日 94名 | 休日 14名 |
| 夜間 94名 | 夜間 5名 | | |

【施設が有する災害リスク】

| | | |
|----------|--------|-------|
| 津波災害警戒区域 | 基準水位 | 1m |
| | 最大浸水深 | 0.44m |
| | 津波到達時間 | 37分 |

【施設周辺の避難経路図】

津波発生時の避難先は、静岡市防災情報マップを確認し、以下の場所とする。

「静岡市防災情報マップ」（津波避難マップ）
<http://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/>

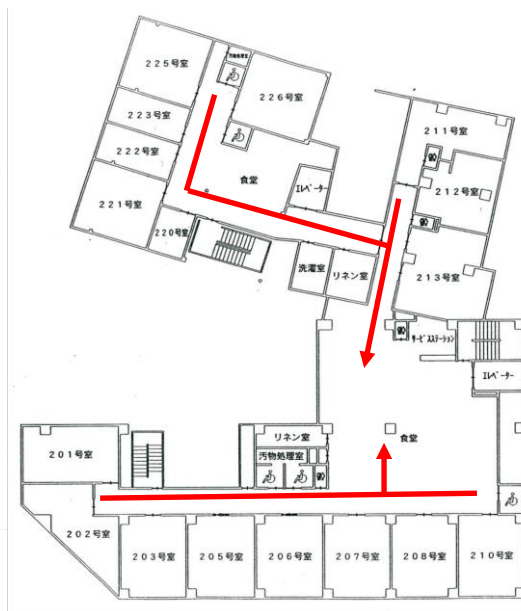
避難経路図

施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルート
 を貼り付けて下さい。（屋内安全確保を行う場合は、施設内
 の避難経路図も貼り付けること。）

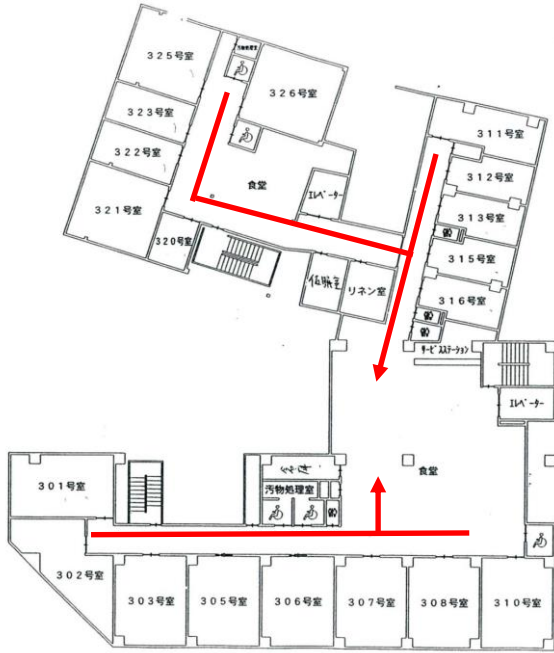
1階



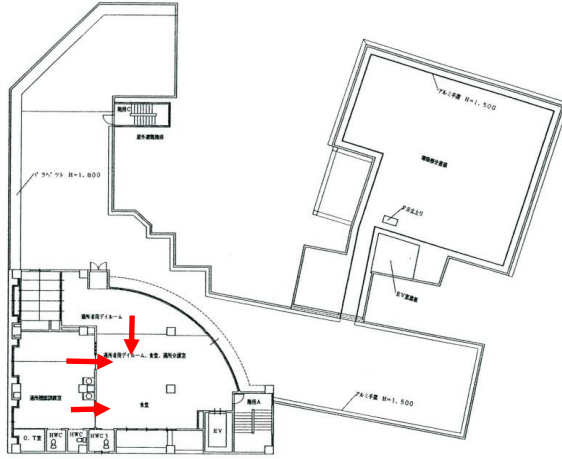
2階



3階



4階



| | | |
|-------|---------------|-----------------|
| 施設所在地 | 静岡県駿河区西島528番地 | |
| 避難場所 | 名称 | 介護老人保健施設サンライズ大浜 |
| | 住所 | 静岡県駿河区西島528番地 |

5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

| 体制確立の判断時期 | | 活動内容 | 対応要員 |
|--|--------|-------------|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 遠地地震に関する情報の中で津波到達予想時刻等の情報が発表された場合 ※1 | 注意体制確立 | 状況把握、指揮 | 統括指揮者 |
| | | 津波情報等の情報収集 | 情報収集連絡班 |
| | | 避難誘導体制の確認 | 避難誘導班 |
| | | 装備品、備蓄品の確認 | 物資設備班 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 津波注意報の発表 ➤ 津波警報の発表 ➤ 大津波警報の発表 ➤ 高齢者等避難の発表※1 ➤ 避難指示の発表 ➤ 地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合 | 警戒体制確立 | 状況把握、指揮 | 統括指揮者 |
| | | 津波情報等の情報収集 | 情報収集連絡班 |
| | | 使用する装備品等の装着 | 物資設備班 |
| | | 避難誘導開始 | 避難誘導班 |
| | | 保護者等家族への連絡 | 情報収集連絡班 |
| | | 周辺住民への協力依頼 | 情報収集連絡班 |
| | 非常体制確立 | 状況把握、指揮 | 統括指揮者 |
| | | 津波情報等の情報収集 | 情報収集連絡班 |
| | | 避難の完了 | 避難誘導班 |
| | | 避難先での資機材の管理 | 物資設備班 |

表内の事項のほか、統括指揮者の指揮命令に従うものとする。

※1 津波到達時間は長い場合のみ

注意 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された場合には、南海トラフ地震発生の可能性が通常よりも高まっていることを踏まえ、施設の状況に応じ、地震発生による津波等から利用者の安全を確保するため事前避難などの体制を確立することが重要である。

注意 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市からの避難指示等の発表や気象庁の津波警報等の発表前であっても、施設の被害状況や周辺状況などを踏まえ、自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが重要である。

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

| 収集する情報 | 収集方法 |
|------------------------------|--|
| 【津波情報】 警報・注意報 | 同報無線（電話案内サービス 0180-99-5656） テレビ コミュニティFM（FM静岡・マリンパル） インターネット > 気象庁HP (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index.) > 静岡市サイト (https://www.city.shizuoka.jp/) HPトップ「静岡市防災情報」参照 静岡市防災メール 登録用メールアドレス (siz-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com) |
| 【避難情報】 避難指示 高齢者等避難 | 同報無線（電話案内サービス 0180-99-5656） テレビ・ラジオ コミュニティFM（FM静岡・マリンパル） 緊急速報メール インターネット > 静岡市サイト (https://www.city.shizuoka.jp/) HPトップ「静岡市防災情報」参照 |

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②静岡市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

7. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

浸水想定区域外への避難が間に合わない場合には、避難場所への避難を原則とする。

ただし、津波の到達時間や利用者の健康状態等により避難場所への避難が困難な場合において、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、基準水位よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

| | 名称 | 移動距離 | 移動手段 | 避難に要する時間 | 避難開始基準 |
|--------|---------------------|------|------|----------|---------------|
| 避難場所 | 介護老人保健施設 サンライズ大浜 | 0m | | 10分 | 警戒レベル3 高齢者等避難 |
| 屋内安全確保 | 施設の2階、3階、4階 ／4階建 | | | 10分 | 警戒レベル3 高齢者等避難 |

(4) 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の避難方法

避難方法

屋内安全確保

避難先（立退き避難の場合）

| | 名称 | 移動距離 | 移動手段 | 避難に要する時間 | 避難開始基準 |
|------|----|------|------|----------|--------|
| 避難場所 | | m | | 分 | |

8. 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。
これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等

| 分類 | 設備等 | 数量 | 設置場所、保管場所 |
|--------|---------------------|----|-------------|
| 通常の設備 | エレベーター | 2 | 本館、新館 |
| | 上下階の移動のできる大型スロープの設置 | 無 | |
| | 車椅子 | 90 | 2階、3階利用者使用中 |
| | その他 () | | |
| 緊急時の設備 | 停電対策としての非常用電源の設置 | 4 | 2階、別館2階 |
| | 土のう | 20 | 入口横 |
| | 止水板 | 無 | |
| | 階段昇降機の設置 | 無 | |
| | その他 () | | |

9. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、
下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

| 備蓄品 | |
|---------|--|
| 情報収集・伝達 | テレビ4台、ラジオ4台、タブレット端末7台、ファックス1台、携帯電話10台、乾電池40個 |
| 避難誘導 | 従業員名簿、利用者名簿、携帯電話10台、拡声器1台、懐中電灯9台、乾電池40個 |
| 屋内安全確保 | 水3日分、食料3日分、寝具121人分 |
| 利用者 | おむつ4700枚 |
| そのほか | ウェットティッシュ144個、ゴミ袋8000枚 |

10. 防災教育及び避難訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年新規採用の従業員を対象に入職時に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■避難訓練

毎年新規採用の従業員を対象に入職時に避難誘導に関する訓練を実施する。毎年11月に全従業員及び利用者を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

■避難訓練の実施報告

避難訓練を実施した場合には、津波地域づくり法71条第2項に基づき、実施結果を市町村長に報告する。

実施結果の報告は、「避難訓練実施報告書」により行う。